

永平寺町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和6年3月26日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第7号

永平寺町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年規則第120号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「法第115条の20第1項」を「法第115条の22第1項」に、「様式第1号」を「施行規則第140条の32第5項」に改め、同条第2項中「法第115条の20第1項」を「法第115条の22第1項」に改める。

第3条中「法第115条の23」を「法第115条の25第1項」に、「施行規則第140条の28第1項」を「施行規則第140条の37第1項」に、「様式第2号」を「施行規則第140条の37第4項」に、「様式第3号」を「施行規則第140条の37第4項」に改める。

第4条中「法第115条の28」を「法第115条の31」に、「様式第4号」を「施行規則第140条の32第5項」に改める。

第6条中「法第115条の27」を「法第115条の30」に改める。

様式第1号から様式第4号までを次のように改める。

様式第1号 削除

様式第2号 削除

様式第3号 削除

様式第4号 削除

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。